

校長	教頭	教務主任	年次主任

茨城県立結城第二高等学校長 殿

体験活動推進日（ラーケーション）申請用紙

体験活動推進日について（意義）

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日である。

ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではありません。

確認できたら、□にチェック✓を入れましょう

体験活動推進日の意義および、裏面の注意事項について理解しました。

体験活動推進日を取得できない日を確認しました。

体験活動推進日申請用紙を取得する1週間前までに担任へ届け出ます。

体験活動推進日にケガなどをした場合、学校で加入している保険（日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度）の対象外になることを理解しました。

【夜間部のみ】 体験活動推進日の給食は停止し、返金対象となることを理解しました。

以下の通り、体験活動推進日を取得します

申請日 年 月 日

体験活動をする日：（年5日以内）

年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）の 日間（土日祝などを除く）
残日数 日

体験活動をする場所：

体験活動の内容：

年 組 学籍番号

生徒氏名

保護者署名

《担任記入欄》

チェック欄にすべて、チェックが記入されている。

取得できる日である。および残日数以内の取得である。

支援システムで出席停止の処理を行った。

【夜間部のみ】 事務室に給食の停止を伝えた。（コピーを渡す）

体験活動をする日よりも前に教務主任に提出する（教務主任保管）

（申請用紙の裏面）

注意事項

1. 体験活動推進日を取得できない日

- ①年度初め～5月 PTA 総会まで（理由：新生活になれるため、健康診断、オリエンテーション等）
- ②該当する健康診断に係る日、防災訓練
- ③定期考査期間および定期考査前後1週間（理由：テスト勉強および返却期間）
- ④文化祭準備期間・当日、体育祭当日
- ⑤校内生活体験発表会当日
- ⑥長期休業直前直後の授業日および、前期終業式、後期初日
- ⑦卒業式予行、当日
- ⑧履修登録日
- ⑨教習所に通うなどの体験活動推進日の意義に合致しないもの

令和8年度の場合（○の数字は該当要件）※行事の変更により、日程が変わる場合があります。

①4/6(月)～5/16(土)、③5/19(火)～6/5(金)、⑤6/22(月)、③6/29(月)～7/17(金)、⑥7/22(水)、9/1(火)、9/28(月)、10/1(木)、③10/20(火)～11/6(金)、④11/26(木)、11/27(金)、⑥12/23(水)、1/8(金)、③1/18(月)～2/5(金)、⑦3/1(月)、3/2(火)、⑧3/19(金)、⑥3/22(月)

※なお、通常の欠席や忌引・出席停止等と同様に体験活動推進日を取得した日の学習に関しては、各自で補うものとし、補講等を保証するものではありません。

2. 報告書の提出

総合的な探究の時間及び進路指導の一環として、体験活動推進日の活動報告書を担任に提出してください。